

# 第3回 伊丹市使用料手数料等審議会

## 議 事 録

伊丹市使用料手数料等審議会

1. 日 時 令和元年 7 月 12 日 (金)
2. 場 所 市役所議会棟 3 階 第 2 委員会室
3. 出席者 【委員】  
伊藤委員、上村委員、大西委員、神谷委員、笑喜委員、富田委員、中山委員、星野委員、松尾委員、山下委員
4. 傍聴者 なし
5. 次 第 (1) 開会  
(2) 議題  
① 第 2 回審議会の議事概要  
② 「伊丹市使用料手数料等審議会答申書 (案)」について  
(3) 諸連絡  
(4) 閉会

## (1) 開会

- 会長 ・ 第3回使用料手数料等審議会を開催する。
- 事務局 ・ 本日は木戸委員が欠席のため、10名で開催する。なお、本会については伊丹市使用料手数料等審議会規則第5条第2項の規定により会議は成立していることを報告する。  
本日は議事録作成の観点から録音させていただくことにご了承願う。
- 会長 ・ 会議録の署名について名簿順で指名する。今回は木戸委員が欠席のため笑喜委員と富田委員にお願いしたい。  
・ 使用料手数料等審議会傍聴要領に基づき原則公開としている。本日の傍聴者はゼロ、途中入場の希望があれば随時入場させるということとする。

## (2) 議題① 第2回審議会の議事概要について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長 ・ ご意見やご質問はあるか。  
・ 特になしということで次の議題に移る。

## (2) 議題② 「伊丹市使用料手数料等審議会答申書（案）」について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長 ・ 資料2ページに、前回議論した必需性・選択性の軸の話、その他項目の激変緩和措置や周知期間、減免制度の適切な運用、定期的な料金の検証などを列挙している。審議会では毎回論点ごとに結論を全員で確認してもらい審議を進めた。そして結論に則した素案を作成し、素案を基に事前に各委員のご意見をお聞きした。頂いたご意見を反映させたものについて3、4ページに列挙している。  
・ 3ページの1つ目について、本審議会では土地に関する機会費用もコストとして認識するという事になったが、機会費

用という概念が少し難しいので、固定資産税等の税金をコストとして認識すると説明を丁寧にした。

3 ページの 2 つ目について、利用者属性を具体的に説明したほうが良いのではないかという意見に基づき、修正した。

4 ページの 1 つ目について、答申案の「はじめに」において「従来は公共が担っていたサービスについて民間の参入も進展するなど、社会環境が大きく変化している」とあり、施設の設置や管理運営を市で行っていくのか、民間の力を借りるべきかなどを考えていかなければならないとしていることを踏まえて、原価に土地・建物の費用を算入することはサービス提供者の意思決定の一助にもなる旨を付け加えた。

4 ページの 2 つ目について、受益者負担のあり方を考えることは、利用者と市民全体の負担のあり方を考えるということであることから、受益者負担に絞った表現から、全市民にも関係することを明記する表現に変更した。

- ・ 更に加筆修正があればご意見を頂戴したい。

○A 委員 ・ 答申案 5 ページの 4 行目の「市民・行政」の順番だが、その後ろの「公共と民間」のところは、「公共」が先なので、順番としては「市民・行政」も「行政」が先で、「市民」は後ろなのかと思う。市民に対するアピールで先にしたのか。

○会長 ・ 市民も行政もコスト意識を持つべきということから、「市民・行政」の順番になり、その後ろの部分はコストの官民比較という観点から、「公共と民間」という順番になったと理解している。

○A 委員 ・ 順番が「行政がコスト意識を持つのは当然のことだが、市民にも」と「行政・市民」という並び方で、その後が「市民・行政のコスト意識醸成」と「市民・行政」になっており、次にまた「公共と民間での合理的なコスト比較」と「公共・民間」となっていることが気になる。「市民・行政のコスト意識醸成」を「行政・市民のコスト意識醸成」とするのがよいのではないか。

○会長 ・ 5 ページ目の 4 行目の「市民・行政のコスト意識醸成」を「行

政・市民のコスト意識醸成」と変えたほうが一貫性があるのではないか、というご意見があったが、この様に修正してよいか。

< 異議なし >

・他に何かご意見はあるか。

○B委員 ・(3)原価の範囲等の3行目、「算定方法はそれぞれ下記の通りとする」というところについて、「下記」の表現は違うのではないか。「次のとおり」等にすべきである。

○会長 ・ご指摘のとおり、正しくは「下記」とするときは、「記」と書かなければいけない。「次」のほうが適当である。

○B委員 ・修正を入れた「費用や失われた徴税の機会」について、記載することは賛成であるが、今後、事務局が議会等へ説明できるか少し心配である。

○会長 ・事務局はどう考えるか。

○事務局 ・機会費用という言葉が行政に馴染みが薄い言葉であるので、税金の機会が失われているという文言を記載することは必要だと思っており、丁寧に説明させていただくことで納得が得られると考えている。この答申書は今後社会情勢が大きく変わらない限りは伊丹市の料金改定の礎となるものであり、今後の市民や行政の理解を得るうえで特に問題があるとは思っていない。

○会長 ・他にご意見はないか。  
・ないようなので、修正の提案をうけた2ページの(3)原価の範囲等3行目の「下記のとおりとする」を、「次のとおりとする」に修正し、5ページ4行目の「市民・行政」を「行政・市民」に修正したうえで、原案にご了承いただけるか。

< 異議なし >

○会長           ・では、今の2点について修正したうえで、原案にご了承いただけたということにさせていただく。修正を施した後、この答申書は、本日午後、私から市長に提出させていただく。

(3) 諸連絡（省略）

(4) 閉会

署名

第3回 伊丹市使用料手数料等審議会議事録として確認します。

委員 \_\_\_\_\_ 印

委員 \_\_\_\_\_ 印